

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第70号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 青少年の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、団体宿泊訓練として使用する小学校児童、中学校生徒その他の教育委員会規則で定める者以外の者が、<u>別表</u>に掲げる附属の施設を使用する場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 青少年の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、団体宿泊訓練<u>その他の研修</u>として使用する小学校児童、中学校生徒その他の教育委員会規則で定める者以外の者が、<u>別表第2</u>に掲げる附属の施設を使用する場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第5条の2 第3条第1項本文の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用料は、許可の際に徴収する。</u></p>
<p>(利用料金)</p> <p>第6条 第3条第1項ただし書の許可を受けた者は、<u>別表</u>に掲げる附属の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表</u>に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>(利用料金の免除)</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 第3条第1項ただし書の許可を受けた者は、<u>別表第2</u>に掲げる附属の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表第2</u>に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>(使用料等の免除)</u></p>

<p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その他<u>指定管理者</u>が適当と認めるとき。 (利用料金の不還付)</p> <p>第8条 既納の<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき<u>指定管理者</u>が使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるとき。 (補則)</p> <p>第10条 この条例の実施に関し、<u>第6条</u>から前条までについて必要な事項は知事が、青少年の家の管理その他について必要な事項は教育委員会が定める。</p> <p>別表 (第3条、第6条関係) [略]</p>	<p>第7条 <u>知事又は指定管理者</u> (以下「知事等」という。) は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>使用料又は利用料金</u> (以下「使用料等」という。) の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その他<u>知事等</u>が適当と認めるとき。 (使用料等の不還付)</p> <p>第8条 既納の<u>使用料等</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第5条第4号又は第5号の規定に基づき<u>教育委員会等</u>が使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>知事等</u>が特別の理由があると認めるとき。 (補則)</p> <p>第10条 この条例の実施に関し、<u>第5条の2</u>から前条までについて必要な事項は知事が、青少年の家の管理その他について必要な事項は教育委員会が定める。</p> <p>別表第2 (第3条、第6条関係) [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則の次に次の一表を加える。

別表第1 (第5条の2関係)

青少年の家の名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の使用料の額
				高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般	
岩手県立 県南青少 年の家	研修室、音楽室、 視聴覚室、創作室、 作法室又はオリエ ンテーション室	1時間ま でごとに 1室ごと に	9時から 17時まで	円 130	円 260	
			17時から 21時まで	円 180	円 350	

	体育館	1時間までごとに	9時から 17時まで	210	410	
			17時から 21時まで	280	550	
	多目的グラウンド 又は野球場	1時間までごとに		210	420	
	テニスコート	1時間までごとに1面ごとに		100	200	
	キャンプ場	1日までごとにテント 1張につき		170	330	
宿泊室	1日までごとに1人につき		290	570		
岩手県立 陸中海岸 青少年の 家	研修室、音楽室又 は視聴覚室	1時間ま でごとに 1室ごと に	9時から 17時まで	130	260	
			17時から 21時まで	180	350	
	体育館	1時間ま でごとに	9時から 17時まで	210	410	
			17時から 21時まで	280	550	
	グラウンド	1時間までごとに		210	420	
	キャンプ場	1日までごとにテント 1張につき		170	330	
	宿泊室	1日までごとに1人につき		290	570	
	研修室、音楽室、	1時間ま	9時から	130	260	

岩手県立 県北青少年の家	創作室、プラネタ リウム室、プレイ ホール又はふれあ いホール	でごとに 1室ごと に	17時まで			
			17時から 21時まで	180	350	
	スポーツホール	1時間ま でごとに	9時から 17時まで	210	410	1 照明設備 実費を基準と して知事が定める額 2 ロッカー 1人1回につ き50円
			17時から 21時まで	280	550	
	ソフトボールグラ ウンド又はターゲ ットボードゴルフ 場	1時間までごとに		210	420	
	スケート場	1人1回につき		380	530	1 靴 高等学校生徒、学生 及び勤労青少年にあつては 1人1足につき330円、一般 にあつては1人1足につき 440円 2 ロッカー 1人1回につ き50円
	テニスコート	1時間までごとに1面 ごとに		100	200	
	キャンプ場	1日までごとにテント 1張につき		170	330	
宿泊室	1日までごとに1人に つき		290	570		

備考1 幼児、小学校児童及び中学校生徒並びにこれらの者を引率し、又は指導する者に係る使用料は、無料とする。

2 宿泊する場合における当該宿泊に使用するキャンプ場又は宿泊室以外の使用料は、無料とする。

3 「勤労青少年」とは、25歳未満の者であつて、高等学校生徒及び学生以外のものをいう。

4 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の青少年の家条例第5条の2及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る青少年の家の使用について適用する。